

県営建設工事を落札された皆様へ（建築関係） （工事請負契約締結後における単価適用年月変更について）

皆様におかれましては日頃、県政の推進に多大のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災津波に伴う復旧・復興工事が本格化するなかで、沿岸地域では特定の資材等価格が短期間に高騰しているため、平成 24 年 9 月から当初契約締結後に単価適用年月を変更する運用基準を設け運用してまいりましたが、今後内陸部においても同様の事態が想定されることから、対象工事を全県に拡大し運用することといたしました。

つきましては、当初契約締結後に単価適用年月の請求をする場合には、下記により請求していただくようお願いします。

記

1 対象工事

対象となる工事は、次に掲げる全ての事項を満たす工事とする。

- (1) 岩手県県土整備部が所管する県営建設工事（建築・電気設備・機械設備）であること。
- (2) 工事施工箇所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内である場合は、平成 24 年 9 月 1 日以降に当初契約を締結する工事であること。これ以外の地域である場合は、平成 25 年 3 月 29 日以降に当初契約を締結する工事であること。
- (3) 工事施工箇所が岩手県内であること。

2 基準の詳細

別紙「運用基準」のとおり

3 運用基準、様式のダウンロード先

- 岩手県公式ホームページ > 組織から探す > 県庁各部局
> 県土整備部 > 建設技術振興課 > 設計・積算・入札
> 工事（建築関係）請負契約締結後における単価適用年月変更について